

平成 15 年 8 月 1 日

西東京市長 保 谷 高 範 殿

西東京市使用料等審議会  
会 長 米 田 正 巳

西東京市手数料の適正化について（答申）

平成 15 年 8 月 1 日付、15 西企企第 238 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 13 年条例第 127 号）第 22 条第 1 項に規定する手数料の改定について

同条例に規定する一般家庭のし尿収集の処理に係る手数料を、「一般家庭・し尿収集 1 回あたり 1 便槽 2,000 円、事業所等・1 リットルにつき 43 円」に改定することが妥当であろう。